

令和2年4月7日

株式会社日建学院 殿

経済産業省産業保安グループ電力安全課

電気工事士法に基づく自家用電気工作物の保安に関する講習の延期について（要請）

本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく「緊急事態宣言」が、7都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）を対象として発令されました（緊急事態措置を実施すべき期間：令和2年5月6日まで）。

これを踏まえ、貴機関が全国で実施している電気工事士法第4条の3に基づく自家用電気工作物の保安に関する講習（第一種電気工事士の講習）について、緊急事態措置を実施すべき期間中、実施の延期を要請します。

また、緊急事態の長期化の可能性も念頭に置き、講習の実施方法について、オンライン化を含めた自宅学習について、早急に検討するようお願いいたします。

なお、本要請については、今後、状況の変化に応じ内容を変更する可能性があることを申し添えます。